

## 平成27年度に建設工事で発生した事故事例（架空線損傷事故）

### 事故概要:

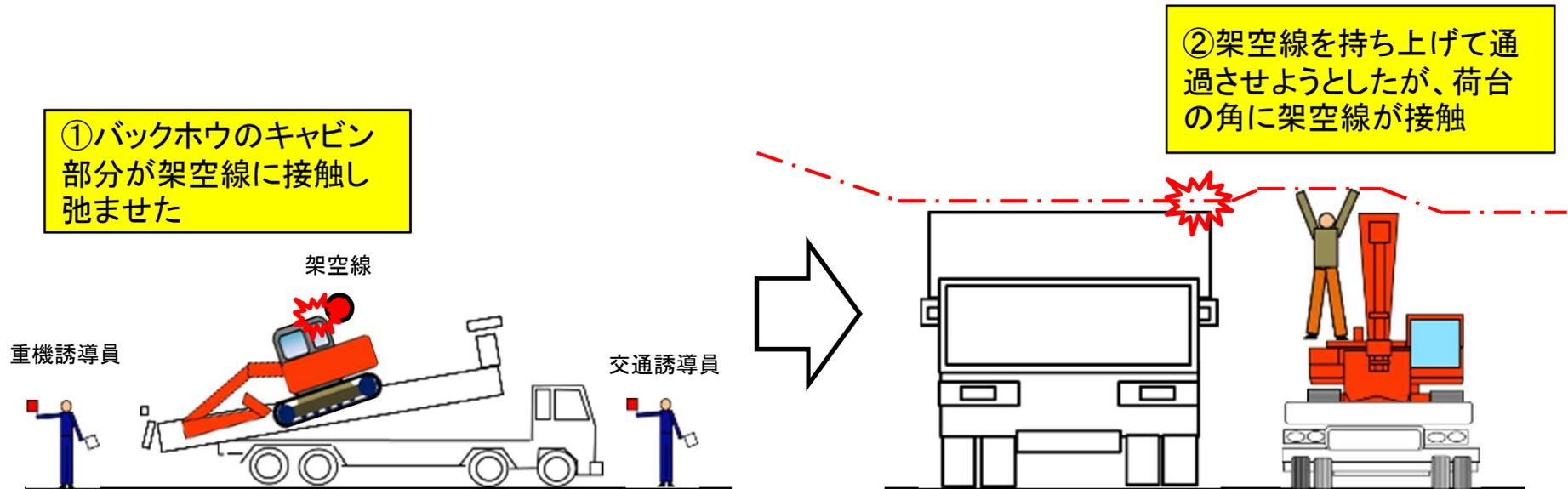
バックホウ(0.25m<sup>3</sup>)を重機運搬車両の荷台に載せようとしていたところ、バックホウのキャビン部分が架空線に引っ掛かり弛ませてしまった。その後、大型トラックが通り抜けようとしたため、手前で停止させ、架空線を持ち上げて通過させようとしたが、大型トラックの荷台の角に架空線が引っ掛かり、架空線他を損傷させた

### 事故原因:

- ・架空線下で積み込み作業を行った
- ・交通誘導員が不足しており、重機誘導員の立ち位置では架空線と重機の位置関係が分からなかった

### 改善対策:

- ・架空線下では作業しないことを徹底する
- ・誘導員は全体を見渡せる位置に立たせる



分類: 準備工、BH移動

被害状況: 架空線支線の切断、架空線支柱折損、大型トラック荷台を損傷

## 平成28年度に建設工事で発生した事故事例（架空物損傷事故）

### 【事故概要】

工事箇所間の重機移動のため、バックホウ自走していたところ、バックホウのアームが道路を横架している通信線に接触、切断させた。

### 【事故原因】

・移動経路の架空線対策が実施されていなかった

### 【改善対策】

- ・防護カバー、位置表示等、保安措置の実施
- ・安全教育の徹底
- ・監視員の配置



【分類】準備工・BH移動

【被害状況】通信線切断(利用者なしのため、実被害なし)

## 平成29年度に建設工事で発生した事故事例（架空物損傷事故）

### 【事故概要】

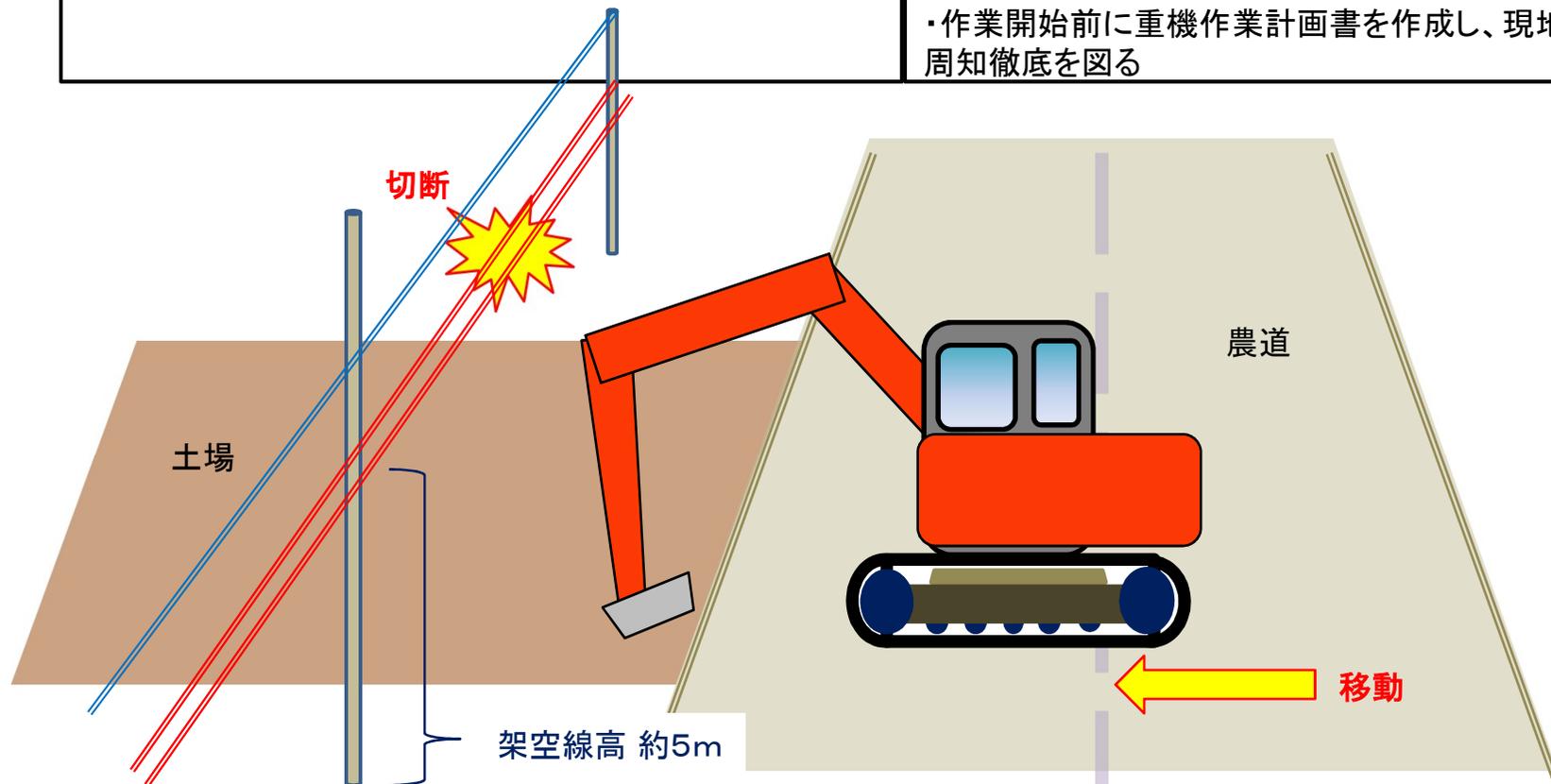
路面改良工事に使用するバックホウを農道際にある土場へ移動させる際に、頭上のNTT架空線の確認を怠り、アームを上げたまま移動したため、架空線に接触し切断させた。

### 【事故原因】

- ・工事区間と同様に土場付近でも路肩から離れた位置に架空線があるものと思い込み、架空線の存在を見落とした
- ・土場へ移動させるだけの作業（準備工）であったため、注意を欠き、見張員の配置を怠った

### 【改善対策】

- ・工事区間全線に防護管を設置し、土場入口に注意看板を設置する
- ・架空線付近での重機作業には見張員を配置し、無線等でオペレーターと合図確認を行う
- ・作業開始前に重機作業計画書を作成し、現地確認を行い、周知徹底を図る



【分類】 準備工、BH移動

【被害状況】 NTT線・NTT光ケーブル支線切断（7軒、約7時間不通）

## 平成29年度に建設工事で発生した事故事例（架空物損傷事故）

### 【事故概要】

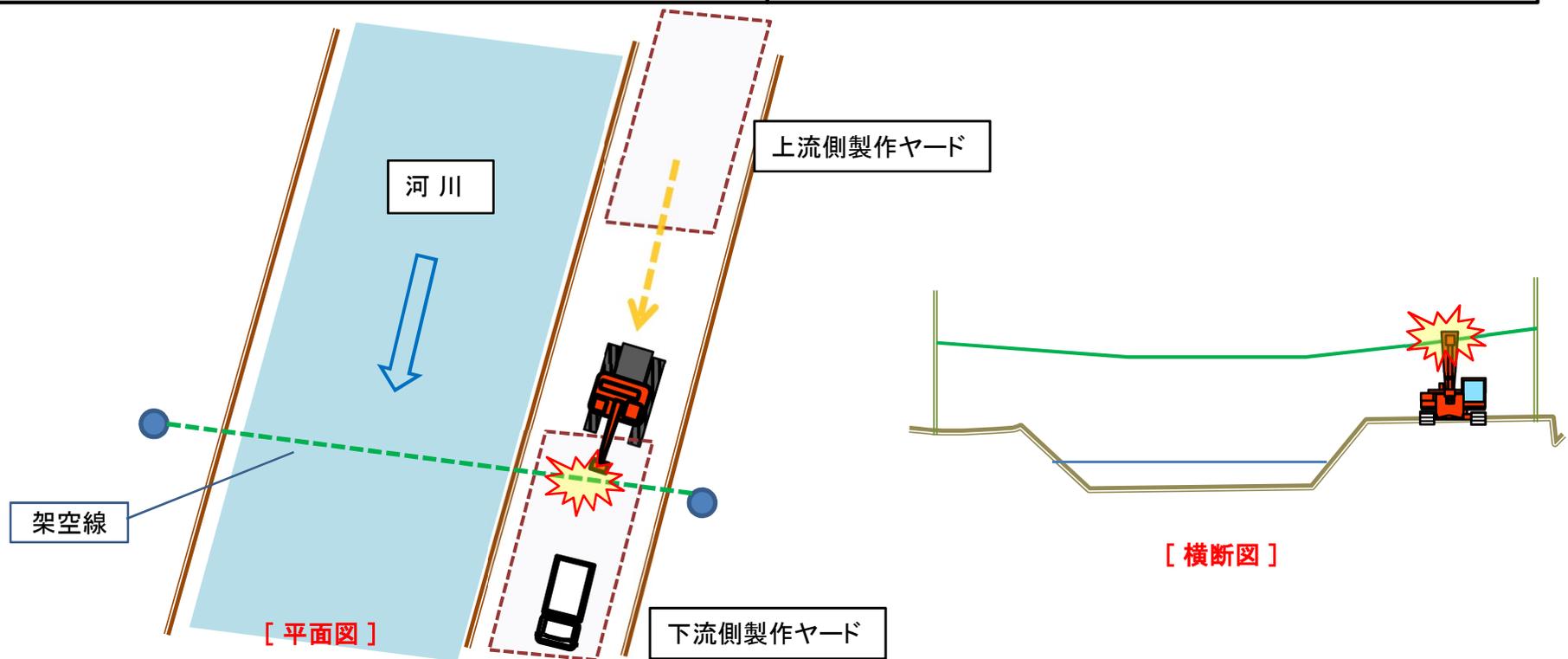
根固めブロックの製作を河川管理道を製作ヤードとして行っていた。型枠を移動するため、バックホウ(0.45m<sup>3</sup>)でダンプトラック(2t)に積み込んだ後、ダンプトラックに続いて移動したバックホウのアームが架空線(中部電力)に接触し切断した。

### 【事故原因】

- ・防護カバー及び架空線の位置を明示する看板を設置していなかった
- ・架空線の監視員を配置していなかった
- ・朝礼、KY活動において、架空線に対する周知・注意喚起がなされていなかった

### 【改善対策】

- ・防護カバー及び架空線の位置を明示する看板を設置する
- ・バックホウ作業時には、架空線の監視員を配置する
- ・朝礼による架空線近接作業の周知徹底、KY活動で現場を確認し安全意識の高揚を図る



【分類】 準備工、BH移動

【被害状況】 架空線(中部電力)切断（通電・電柱等への影響は無し）

# 令和3年度に建設工事で発生した事故事例（建設機械事故）

## 【事故概要】

河川工事にて、翌日の作業準備のため、隣接の別工事現場から当該工事現場へバックホウを自走で回送していたところ、現場内の通路法肩から下へバックホウが転倒したものの。

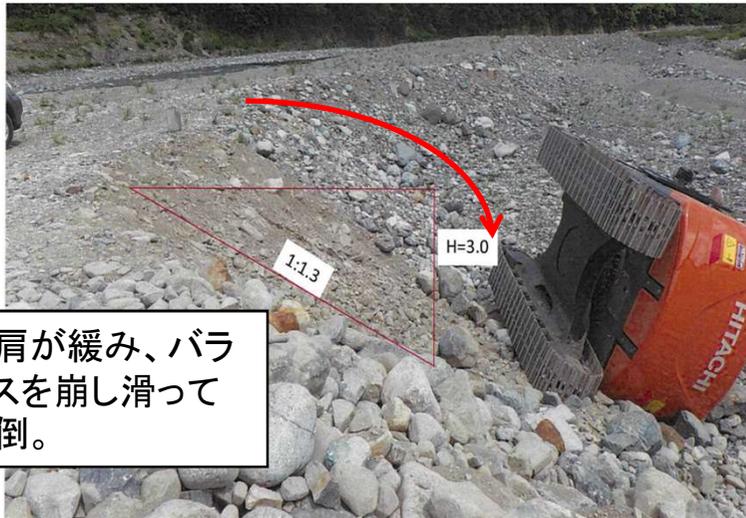
## 【事故原因】

- ・事故当日の下請のバックホウ回送について、連絡体制が不十分で元請けが把握できていなかったこと。
- ・上記のため、当該現場作業に係るKY等が未実施で、バックホウのオペレータは場内の状況を十分把握しないまま、回送を行ったこと。
- ・場内の通路に法肩を明示しておらず、誤ってバックホウが法肩に近寄り過ぎたこと。

## 【改善対策】

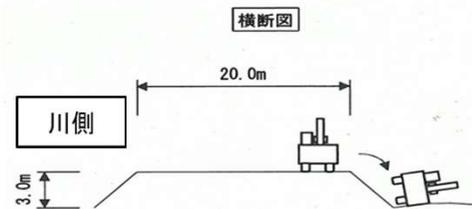
- ・元方事業者は、事故防止のため、関係請負人との間における連絡及び調整を行うことを徹底する。（安衛法第30条、安衛規則第636条参照）
- ・元方事業者は、土砂等の崩壊、路肩の崩壊が発生する恐れのある当該現場へ入場する関係請負人に対して、予め施工打合せを行うと共に、KY活動の実施を徹底させる。（安衛法第29条の2参照）
- ・事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは運行経路を定め、同運行経路について路肩を明示し、路肩崩壊、経路逸脱等による転倒事故の防止を徹底する。（安衛規則第155、157条参照）

## 事故現場状況



法肩が緩み、バランスを崩し滑って転倒。

## 事故当時



## 改善状況



【分類】 準備工、BH移動

【被害状況】 業者物損 バックホウ07m3の一部損傷

## 令和4年度に建設工事で発生した事故事例（架空線事故）

### 【事故概要】

ハーベスタ(伐倒造材機、0.45m3級)を現場より搬出するため、オペレーター1人で駐車場へ移動していたところ、架空線下を通過する際にアームによりNTT線を切断した。

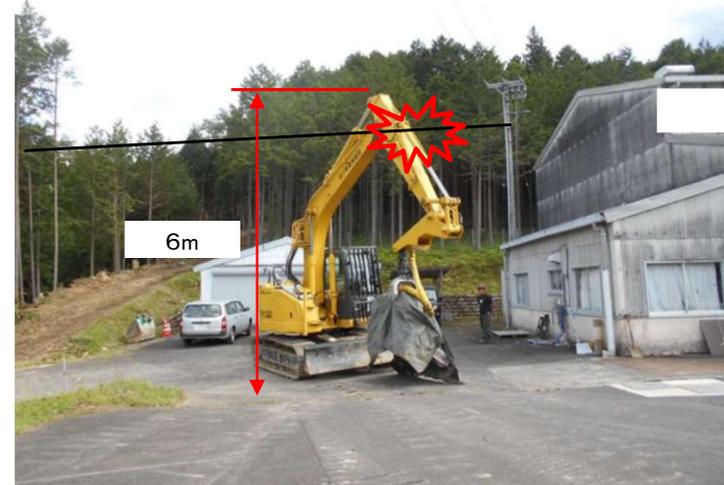
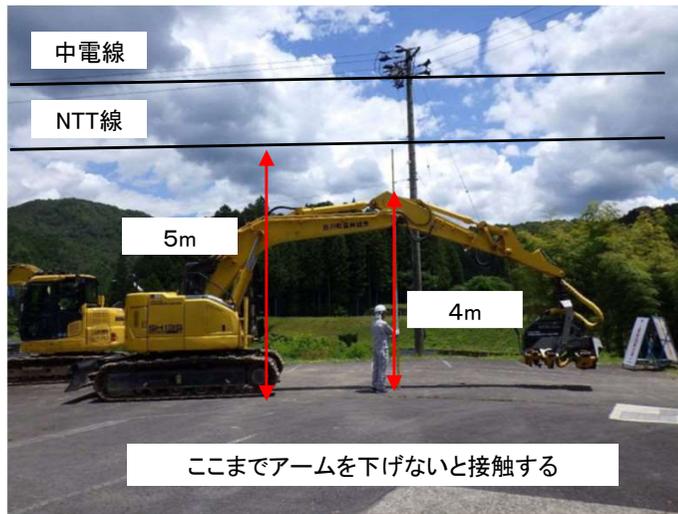
### 【事故原因】

- ・誘導員を配置せずに移動したこと。
- ・架空線対策を行っていなかったこと。
- ・現場外であったため安全意識が薄かったこと。
- ・KYミーティングで架空線の安全確認指示を怠ったこと。

### 【改善対策】

- ・誘導員を配置して重機周辺の状況の確認を行う。
- ・現場内外の注意箇所(架空線・埋設物等)を、大判印刷した平面図を現場に掲示する。
- ・架空線に目印をつける。上方架空線ありの看板を設置する。
- ・架空線が重機の死角に入らないよう、架空線の真下に重機を停車しない。
- ・重機車両の運転席及びバックホウのアーム裏側に「上部架空線注意！」の明示をする。
- ・接触する可能性のある架空線は必ず防護管を設置する。

### 事故現場状況



【分類】 準備工 BH移動

【被害状況】 公衆物損 電話不通1軒 22時間25分